牛久小学校区タウンミーティング議事録

開催日 平成 29 年 7 月 12 日 10:00~

場所:本庁舎第3会議室

- 1 市長挨拶
- 2 市側及び区側出席者紹介
- 3 事業報告及び話し合い 各部長より説明
 - ①コミュニティスクールについて (教育長)
 - ②生活支援体制整備について (保健福祉部長)
 - ③牛久市第3次総合計画後期基本計画(経営企画部長)

(質問) 防犯カメラの設置についてどういう方針か伺いたい。

市民部長: 昨年度、牛久警察署と防犯カメラについて協定を結び、市内9か所を重点 地域として指定し、整備を始めている。

4 行政区の意見等話し合い

【上町行政区】

上町行政区:区民会館の新設をお願いしているが、正源寺の道が一本しかなく反対側は細いので活用していただくように話をしている。また、後ろが竹林になっており、伐採をお願いしているが、前回からの継続のお願いなので、今回それ以上はない。

【下町行政区】

下町行政区:今まで要望してきた雨水対策、調整池の件に対しては順調に工事を進めていただいている。下町から旧道へ抜ける道についても、整地が終わっており、祭りの時にはそこを通らせてもらうと了解をもらっている。また、緑地検討委員会を前回から要望しており、今月に再開されると聞いている。今までたくさんの要望について整備してもらっているので今回は特にない。いろいろやっていただき感謝している。

市長:調整池について、根古屋川の下流を整備しており、流末(橋の下)の拡幅について県に要望してきた。これにより調整池の水位がスムーズに対応できると考えている。

【刈谷行政区】

刈谷行政区: 行政区にとらわれず広い問題で取り上げてほしいとあったので行政区外のことだが、牛久駅の東口は改修されて非常に便利になったが、西口は送迎用の車を停めるところがない。西口にも一時停車できるスペースを設けてほしい。都心ではパーキングのような形で停めることができるので、そういった形でも停車することができないか。もう一つは牛久運動広場、下側の弓道場側にはトイレがなく、トイレを使用する場合は上の事務所のところを使用している。8時半から5時半までは事務員がいるが、それを過ぎると事務室が閉まってトイレがなくなってしまう。散歩している人もトイレが使いなくなり非常に困ると。アヤメ園に新しいトイレができ、非常にきれいに使っていただいているので、下

側の弓道場側にもトイレを作っていただけたらということを提案する。

建設部長: 牛久駅東口ついてはロータリーを整備し、一時停車などにご利用いただいている。 西口についてはそういった設備はないため、エスカードビルとバスレーンの間にある二車 線を使って、一時停車帯を作っていきたいと考え、関係各機関と打ち合わせしているとこ ろ。二車線の左側の部分に看板やマーキング等を表示し、一時駐車できるようなスペース を確保し、右側に通過車を通行させるよう、警察等関連機関と協議をしている。協議が整 えば整備を進めていきたいと考えている。

教育部長: 牛久運動広場の屋外トイレの設置の件については、ご指摘の通り事務所棟にしかなく、夜間は保安上の観点から施錠と機械警備をかけている。夜間の利用は半分くらいあり、その間は係員がいるため使用はできるが、それでも最大夜9時までとなっているので、それ以降は使えないのが現状である。ご不便をおかけしているが、現在のところ新設の公衆トイレは予定していない。どうしても必要ということであれば、仮設トイレをイベント時以外にも常設することなども考えられるので、担当課のスポーツ推進課にご相談いただきたい。

【城中行政区】

城中行政区:事前に提出した二点の意見について回答をお願いしたい。

建設部長:市道 12 号線、根古屋橋から元気館までの整備については、拡幅には計量設計や 用地の取得、工事の実施など多額の事業費が必要となることから、国からの交付金を得て 実施している。国からの交付金については、近年、道路の新設、拡幅整備などの改築事業 から既存の道路や橋梁などの構造物の老朽化が顕著にでているため、長寿命化にシフトし ている。牛久市においても多くの道路整備が必要なことは認識しているが、国と同様に老 朽化した道路や橋梁の長寿命化対策に重点を置かなければならない状況にある。今回要望 の市道 12 号線の整備については国道 6 号バイパスとの関連性や観光資源を活かすために も、この道路整備の必要性は大きいものと認識しているが、隣接の龍ヶ崎市との市境に位 置している関係から、その調整に時間を要すること。また、多くの事業費が必要なことか ら、引き続き国からの交付金を得ての事業展開を考えている。今後も国、県との協議を継 続し、国道 6 号バイパスの進捗を見ながら早期の事業化を目指していく。さらに、6 号バ イパスの整備完了前に 12 号線の拡幅整備を実施してしまうと、城中の集落を通過する車 両が増えてしまうのではないという懸念も抱いている。なお、市内道路の破損等について は、随時補修を実施していく。

もう一点の前回要望の稲荷台市道整備については、こちらは城中の集落に入る道路で排水設備がなく雨水が垂れ流しになっていたため、坂道の排水設備を優先的に進めるということで5月に測量設計業務を発注した。工事については来年度以降実施したいと考えている。ご質問の稲荷台の道路整備については、前回の回答と同じく、排水先の確保など課題も多く、早期の事業化は困難であり、先ほど申し上げたとおり元気館側の整備を優先的に進めていきたいと考えている。

城中行政区: 根古屋橋から元気館までの道路は、対向車が来るとどちらかが下がらなくては

ならないため、拡幅をお願いしているがなかなか進まない。一時的に退避場は作れないか。 建設部長:隣接する土地所有者を現在把握しておらず、龍ヶ崎市とも隣接している。このため退避場の設置については、時間をいただき、区長とも相談をさせていただきたい。

城中行政区:隣接地に水田や休耕地もあり、退避場設置の可能性があると思われるのでよろしくお願いしたい。

城中行政区: 市道 12 号線の拡幅については、H26 年 1 月から要望し、拡幅の準備をしており、国県との協議も終わり、実際の現場に入ることを考えているとの回答をいただいている。その後何の進展もないまま、6 号バイパスと絡めて行うので待ってくれという回答をいただき待っていたが、県の文化財調査が来年 1 月~3 月に行ってそれからだ、とますますずれてきている。当初はH28 年度開通予定ということだった。しょうがないとは思うが何らかの対策をとらないと難しいのではないか。全体拡幅が無理であれば、退避場の確保などを区と相談いただくことをぜひ早急にお願いしたい。

事前に出していなかったが、空家対策についてどのくらいのところまで進展しているのかお聞きしたい。6月29日に空家から出火し、ほぼ全焼した。出火原因についてはまだ分からないが、浮浪者が出入りしていたとの情報もある。平成27年5月ごろに空家に泥棒が入ったとの事案もあった。この空家の所有者も分かっていない。火災がいつおきるのかと一番心配していたことが現実に起こってしまった。空家対策課ができて進めていただいている最中に起きてしまったので非常に残念だが、市の空家対策についてどの辺まで進んでいるのかお伺いしたい。

建設部長:市内の空家の現状については、市が皆さんから情報をいただいて把握している件 数は、総数で 391 件ある。このうち、現状確認した結果、人が住んでいたのは 145 件、樹 木などが適正に管理されている適正管理空家が 181 件あり、管理されていない空家が 65 件ある。そのうち11件が所有者不明で調査をしている。また、5月下旬から6月にかけ て市内の空家調査、県南水道と契約して水を使ってないところを調査している。まだ集計 が終わっていないためこの場では報告できないが、集計ができ次第ご報告させていただき たい。空家対策については、空家対策協議会を立ち上げ、牛久市の空家対策計画の策定を 進めている。素案がまとまり次第、皆さんにお知らせしていく。計画の中で、空家になら ないように予防していく、発生した空家を有効に活用する、管理不全の空家を解消してい くことなどを掲げている。特定空家の処理フロー図についてはお配りしているが、適正に 管理されていない空家に対して、市の空家条例に基づき、助言指導を行い、先ほど 391 件の空家があると話をしたが、約8割以上の空家が解決、または一部改善されてきている。 助言指導をしても65件の空家が改善されていない。市ではこのまま放置すると周辺住民 に著しく危険を及ぼす恐れがあり、早急な対応が求められる空家に対して、空家対策の推 進に関する特別措置法に基づき、特定空家に認定して法に基づくより強い措置を行って適 正管理をしていきたいと考えている。特定空家を認定するには、庁内関係各所からなる特 定空家等判定委員会で市の判定基準によって特定空家に指定するかの妥当性を検討し、判 定を行う。判定基準は、保安上著しく危険となる空家、衛生上有害となる空家、著しく景 観を損なう空家、放置することが不適切である空家の4つの基準により判断される。空家 対策協議会の意見を求めながら、最終的に市が特定空家として認定する。認定後、特措法に基づき、助言指導、勧告、命令、最終的には行政代執行という形で進んでいく。それぞれの各段階においても、判定委員会や協議会の慎重な審議を行いながら各ステップを踏んでいくことになる。特に行政代執行を行う際には、所有者の死亡などにより費用が回収できずに自治体が負担する新聞報道などもあり、その費用の回収が大きな課題となっている。当市では8件に対して判定委員会で特定空家に判定する妥当性の審議を行い、協議会の意見も求め、特定空家として認定した。認定した特定空家に対しては、所有者に対して特定空家認定通知を送付している。今後は特措法に基づき処理を行っていくが、慎重な審議を行い、管理不全な空家を適正管理につなげていきたいと考えている。

城中行政区:非常に困難な仕事だと思うが、早急にお願いしたい。

市長:空家に対して大体なガイドラインはできたが、具体的なものはまだ作成中である。仔細が決まったら、区長に向けた詳しい説明会を行いたいと思っている。市道 12 号線については龍ヶ崎市の所有があったりなど複雑だが、畑もあるのでできる対応があるのではないか。また、龍ヶ崎市に道の駅の建設が予定されている。昨日、中山市長と話をして国体までには完成させたいと話していたが、護岸工事が難しいという話もあった。龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、取手市で牛久沼を活用できる、サイクリングロードなどの取り組みを考えようと。牛久市も三日月橋生涯学習センターまでのかっぱの小径などがあるので総合的にできるのではないかと思っている。まだ具体的な話ではないが、牛久沼については大きく変わるのではないかという感じがする。もう一つ、駅の話があったので。長年の課題だった品川駅直通乗り入れが、橋本知事と一緒に東京の本社に何度も直接陳情に行くなどしてやっと開通になり、これも一つの進歩だと思っている。今後も陳情等は行っていきたいと思っている。

【秋住団地行政区】

秋住団地行政区:民生委員児童委員改選の手引書作成についてということで、民生委員の改選は去年の末に行われたが、民生委員は上町と兼務になっている。現在民生委員は3期目、1年前に民生委員から、自分は6年もやってきたので降りたいと言われ、後釜を一緒に探していた。上町から秋住はなかなか決まらないということで、上町の民生委員の方が私のところに来て、区長同士の話し合いを行ってほしいとおっしゃった。自分としてはどのような話し合いをもったら良いのかも分からないので、市にも相談したが、私が見る範囲では調整を行ってもらえなかった。結局、後継が決まらなくて現行の民生委員が続投することになった。これは一例だが、民生委員の改選の手引書を作るにしても、行政区ごとの問題はあると思う。会議等を開いて、現状の問題点がどこにあるのかと。最終的には縦割り行政で、言い方は悪いがこれは国の仕事なので自分は関係ないというニュアンスに見える。行政区ごとの問題があると思うので、きちんと聞き取り調査などを行って手引書を作っていただきたいという要望である。

保健福祉部長:民生委員児童委員については全国的な問題だが、なかなかなり手がみつから ないというなかでご協力いただき、本当に感謝している。ご質問にあった、市が相談を受 けたものに対して相談に乗れていなかったという問題点があるとするならば、担当と相談させていただきしっかりと調整させていただく場を作りたいと思っている。手引書の作成については、民生委員児童委員を引き受けられない理由というのはそれぞれあると思われる。それに対応する手引書を作ることは非常に難しいと思われるが、ぞれぞれの地域の中でどういう状況が生まれているということは事務局の方でもしっかりと受け止めて、整理をしていきたいと考えている。推薦をしていただく年齢要件も新任の方には 65 歳以下、再任については 75 歳を超えないようにお願いをしていたが、推薦の年齢要件の撤廃を進めているところである。また、民生委員の活動に対する報酬は決まりで支払うことができないため、それに代わって活動費を月額1万円で補助金として出していたが、非常に業務量が多いということでこれを月額1万3千円に引き上げている。県も活動助成として年額5万7千円出していたが、これを5万9千円に増額するよう進めている。このように推薦要件や処遇改善を見直させていただき、多くの人に民生委員制度をご理解いただいた上で、ご協力いただける体制を作っていきたいと考えている。

【牛久駅西ニュータウン行政区】

牛久駅西ニュータウン行政区:平成28年度の市からの補助金もあり、昨年度末に集会所が完成し感謝している。建物や外構などはバリアフリー化をしており、高齢者でも利用できるよう設計されているが、集会所へのアクセス道路が未整備になっており、傾斜角が約3%で砂利道になっている。高齢者にとって非常に歩きにくい。車いすの方も砂利道のためアクセスが悪い。正式な市道として整備するためには条件が整っていないため、まだまだ時間がかかることは承知しているが、せめて2メートルほどの市道部分だけでも簡易舗装していただければ、杖をついたお年寄りや車いすの方が通行しやすくなるのではないか。もう一件は小学校の通学路についてだが、正源寺から先については通学時間帯の車両通行制限がされているが、飯島商店から正源寺までの間は車両通行制限されていない。幅4メートルほどの狭い道路で、車のすれ違いもできない細い道路であり、子供たちに車は結構通るという話を聞いた。先日、牛久三中管内の話し合いにおいて話をさせてもらったが、あそこは規制道路になっていないので標識を立てることができないと聞いた。その辺は時間がかかるかもしれないが、せめて飯島商店のところの角に通学路の標識を立ててもらえないか。

建設部長:自治会館前の道路については、砂利道でご不便をかけているが、今年度、可能な範囲で簡易舗装を念頭におきながら実施していきたいと考えている。その際には区長と相談させていただきながら進めていきたい。

市民部長: 先ほどの道路は、規制道路ではないので現在のところ標識の設置は難しいと警察から伺っている。その路面について、市から行政区の要望を警察に伝えていきたいと考えている。通学路の標識については、この先通学道路といった看板などを検討させていただき、区長と相談させていただきたい。